

平成 21 年第 10 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 21 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
10 番	加 藤 照 美	11 番	佐々木 弘 志
13 番	菊 地 衛	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

1、本日の欠席議員（ 2名 ）

9 番	伊 藤 知	12 番	村 上 次 郎
-----	-------	------	---------

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐 藤 文 一 局 長 補 佐 佐 藤 正 之
庶 務 係 長 佐 々 木 孝 人

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	渡 辺 徹	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健 康 福 祉 部 長	木 内 利 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	佐々木 義 明
ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一	消 防 長	中 津 博 行
会 計 管 理 者	大 場 久	総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也
財 政 課 長	佐 藤 家 一	市 民 課 長	竹 内 規 悦
生 活 環 境 課 長	石 垣 茂	すくすく子育て支援課長	須 藤 金 悦
農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎	商 工 課 長	森 孝 良
観 光 課 長	武 藤 一 男	教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均
ガ ス 水 道 局 管 理 課 長	佐 藤 勉		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成21年12月18日（金曜日）午前10時開議

- 第1 報告第5号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第2 議案第102号 にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第103号 にかほ市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第104号 にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第105号 にかほ市工業振興条例制定について
- 第6 議案第106号 にかほ市観光施設設置奨励に関する条例制定について
- 第7 議案第107号 にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第108号 あらたに生じた土地の確認について
- 第9 議案第109号 あらたに生じた土地の確認について
- 第10 議案第110号 字の区域の変更について
- 第11 議案第111号 字の区域の変更について
- 第12 議案第112号 平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第13 議案第113号 平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
- 第14 議案第114号 平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について
- 第15 議案第115号 平成21年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第16 議案第116号 平成21年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第117号 平成21年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第118号 平成21年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第119号 平成21年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第20 一般会計予算特別委員会の設置
- 第21 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

- 議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員数は21人です。定足数に達していますので、会議は成

立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、報告第 5 号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての 1 件、日程第 2、議案第 102 号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてから日程第 19、議案第 119 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）についてまでの 18 件、計 19 件を一括議題とします。

暫時休憩します。

午前 10 時 1 分 休 憩

午前 10 時 2 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 再開します。

先ほど「日程第 1、報告第 5 号から日程第 5、議案第 102 号まで」と申しあげましたけれども、「日程第 2」の訂正でございます。（該当箇所訂正済み）

これから質疑を行います。質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第 5 号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので発言を許します。初めに、16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） ちょっと長く —— 長々と書きましたので、前段を省略して後段についても少し省略をして、質問の要点だけ申し上げたいと思います。8 行目の後ろのほう、②の開発業者のねむの丘管理運営受託事業会計の財産については観光開発株式会社に 3 月 31 日、固定資産（棚卸実績額）と流動資産分（棚卸実績額）について売却処分したと報告され、その専決処分がまず承認されております。

そこで一つ目は、にかほ市開発公社から、にかほ市観光開発株式会社が買い受けた財産の内容について確認の意味でも伺いますが、固定資産分としては 324 万 8,991 円、流動資産分としては 1,363 万 7,684 円、これでの観光開発株式会社の買い受けた財産だということをまず一つは確認をしたいと思います。

二つ目は、にかほ市観光開発株式会社の役員、これ括弧、人数と議会との関係については、開発公社の役員会では「検討する。」と理事長は言っておりますので、その後、検討されたのかどうか伺いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） それでは、竹内議員の御質問にお答えします。

初めに、観光開発株式会社が買い受けた財産の内容についてであります。

営業に停滞なく引き継がれるよう、財団法人にかほ市開発公社からにかほ市観光開発株式会社が購入した資産は、固定資産として工具、器具、備品、機械装置、車両運搬具で、主なものは真空包装機、茹麺機、食器洗浄機ブースターなど 56 種類の 324 万 8,991 円であります。流動資産として、商品、原材料、貯蔵品の在庫で、物品全般の商品在庫が約 1,100 万 9,000 円、飲食原材料が 149 万 5,000 円などで、計 1,363 万 7,684 円であります。先ほどお話しありましたように、売却については平成 21 年 3 月 31 日付で契約を締結しております。

次に、観光開発株式会社の役員であります。

ことし 4 月 1 日より象潟ねむの丘、温泉保養センターはまなすの両施設をにかほ市観光開発株式会社が指定管理者となり管理運営を行っております。にかほ市観光開発株式会社の定款第 17 条では、取締役は 10 名以内、監査役は 2 名以内となっており、第 19 条では、取締役の任期は 2 年、監査役は 4 年となっており、取締役については平成 21 年 10 月 31 日をもって任期満了となります。4 月以前は、はまなす施設の取締役として市長、副市長を除き市民から象潟地区 1 名、金浦地区 3 名、仁賀保地区 2 名の計 8 名となっており、10 月 31 日の任期満了まで継続していました。議会側からの役員についても検討しましたが、旧金浦町当時の役員についても議員が含まれておらず、執行者と議決者の関係から含めなかったものと解釈しております。

にかほ市観光開発株式会社は市有 2 施設の管理運営を受託する指定管理者で、指定管理者となるには法人等が市に対し指定管理者指定申請を行い、市で選定委員会を設置し選考審査を行います。その後、選定された法人等を指定管理者として市議会に同意を求め、同意の議決があれば指定の手順を踏むこととなります。したがって、指定申請をする法人の役員と指定に対して同意してよいかを審議する立場の市議が同一ということは避けるべきと考えました。なお、監査役は経営状況等のチェック機関でもあり、取締役ではありませんので支障ないものと思われ、現在も議会側から監査役としてお願いしております。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、4 番池田好隆議員。

●4 番（池田好隆君） 通告しております何点かについてお尋ねいたします。

第 1 点ですが、1 ページの末尾に「内部間取引」というふうな表現がありますが、これはどういう内容なのか、それをお伺いいたします。

それから二つ目、5 ページであります。減価償却の関係ですが、固定資産の償却は定率法を採用していると。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物については、定額法を採用というふうに記述がありますが、その理由をお伺いいたします。

それから三つ目は 6 ページ、はまなす事業部の事業計画がありますが、中心地の観光施設として特産品の PR 及び販売について積極的に行うと、こういうふうな方針がありますが、具体的な方策がありましたらお尋ねをいたします。

それから最後ですが、はまなすの土地建物賃借料 366 万円ございます。前期は 6 万円というふうになっておったようですが、さらにはねむの丘の土地賃借料 1,270 万円、これは前期は 670 万円になっておるようでございますけれども、これについてもその内容をお伺いいたします。以上、お願いいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 池田議員の御質問にお答えします。

初めに、内部間取引の実態についてであります。

内部間取引として計上されるものは、1つには社会保険料と退職金共済機構への掛金であります。事業部や事業所が複数であっても一法人一緒納付を求められるものです。便宜上、はまなす事業部の口座より両事業部分が一括納付で引き落とされ、その後、ねむの丘事業部分を戻し入れる仕組みを取っております。また、損益計算書に計上されている分ですが、ねむの丘事業部所有のバスの賃貸に係る分であります。内部間取引としての金額は3万7,823円で、ねむの丘事業部では売り上げに計上しております。はまなす事業部では経費参入となり、車両費の95万752円に同額含まれております。

次に、固定資産の償却方法についてであります。

これは、平成10年4月1日以降に取得された建物の償却方法は定額法のみとされた税法改正への対応であります。

続いて、事業計画中的特産品のPR及び販売の具体的方策についてであります。

特産品のPR及び販売の具体的な活動ですが、でんべえがれいやいちじく甘露煮、かなかぶ漬け、本郷そば、鮭の味噌漬けなどを売店内ケースに集約し、特産品コーナーとして積極的にPR、販売をしております。また、年越しそばの予約受付や、はまなすレストランや宴会での食事について由利本荘市や市内へ新聞折り込み等での広告掲載、インターネットでの特産品紹介を行っております。今後も新たな特産品開発に臨んでいる方々について、PR等で販売促進に結びつけてまいりたいと考えております。

直接、特産品とは関係しませんが、社員がイラストを描いた市内の観光マップをデザインした包装紙などの制作しておりますが、売店の買い物客からも好評で、販売売り上げに貢献していると考えられます。

次に、はまなすの土地建物賃貸料366万円及びねむの丘の賃貸料1,270万円の内容についてであります。

はまなす事業部については、はまなす全体に係る市への土地建物賃貸料で月30万円の12ヵ月分として360万円と、お湯及びガス輸送管敷地賃貸料及び案内看板敷地賃貸料6万円で、地権者は10人です。また、ねむの丘事業部については、ねむの丘全体に係る市への土地賃貸料、月100万円の12ヵ月分として1,200万円と、駐車場北側の敷地賃貸料70万円で、地権者は2名であります。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第102号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第102号の質疑を終わります。

次に、議案第103号にかほ市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので順次発言を許します。初めに、16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 3点について伺いたいと思います。

市長が招集している奨学資金選考委員会が昨年度は1回しか開かれていない状況です。選考委員も当該選考が終了した時点で解職されているというふうにして、施行規則ではなっております。経済情勢の変化等で年度途中で申し込みがあった場合の対応について伺います。

二つ目は、平成20年度末で貸与人数が高校から大学まで82人となっていますが、平成21年度の申し込み人数と貸与人数と金額について伺います。

それから三つ目は、現在の貸与金の返還人数と返還状況、いわゆる滞納等がないのかも含めて伺いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 年度途中で申し込みがあった場合の対応についてですが、問い合わせや要請などの状況を見ながら、それと基金の残高を見ながら年度中でも対応していきたいと考えております。

2番目の平成20年度の貸与人数ですけれども、46人から申し込みがあり、42人に貸与しております。平成21年度の貸与額は4,745万円となります。

3番目の返還人数と返還状況でありますけれども、現在返還中の人数は148人で、11月末現在の返還額は1,437万1,000円となっております。長期に滞納している人数は12人です。

●議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 今のような経済状況の中ですけれども、恐らく年度途中についてもあったのではないかと——ありませんでしたか。年度中でも対応するという今の答弁でしたが、何と申しますか、そうすると選考委員はまた委嘱をして、そして招集すると、そういう形にならざるを得ないんですか、どうなんですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 今年度、年度途中でありますけれども、問い合わせはありませんでした。

選考委員のことですけれども、規則にあるとおり1回でもってあと解任されるということですので、また開かなければならない状況になれば新たに選考して、その選考委員会を終了したら解職となります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、22番佐々木正己議員。

●22番（佐々木正己君） 第6条の奨学金の額の条文について伺います。

新たに5号、6号の入学一時金を設けた理由です。それと5号の高校並びに高専に10万円、専門学校、短大、大学に30万円という額の根拠を伺います。

次に、8条の奨学金の交付条文でありますけれども、この第1項で、改正前の条文では「本人または保護者に交付する」となっておりますが、今回「保護者」を削除した理由を伺いたいです。

それから特別な理由とはどういったことが想定されるのか伺います。

それから数箇月まとめてということですが、数箇月とはどの程度の期間を指しているのか。

それから第2項の「90日以内」となっておりますが、この根拠をお願いします。

それから一時金も本人に交付するというので、これも保護者の条文がなくなっておりますけれども、結構、多額なわけですね。保護者の手を借りなくてもトラブルの心配はないのかということです。

それから前には銀行等の口座振り込みも適用されておりますが、今回これもなくなっております。その理由です。実際問題ですね、振り込みをしないで保護者の手も借りないで遠方にいる大学生等にどうやって本人に渡すのか。私にはちょっと考えられないですが、その点を教えていただきたいと思っております。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 最初の質問にありますけれども、入学一時金を設けた理由、額の根拠であります。一時金を貸与することにしたのは、入学時に必要な入学金などの負担軽減を図るために新たに創設したものであります。額については、市立高校の入学金が公立であれば6,000円、私立の場合であれば3万円から17万円となっております。大学などの入学金は、公立大学の約30万円、私立大学では額がまちまちでありまして、この調査した結果に基づき高校、高等専門学校生には10万円以内、短期大学、専門学校、大学生に対しては30万円としたものであります。

次の「本人または保護者に交付する」となっているものを「保護者」を削除した理由でありますけれども、奨学金は奨学生に貸与する学資金であります。奨学金の申請者、返還については、あくまでも貸与者本人でありますので保護者に貸与するものではないということから削除いたしました。

次、特別な理由とはということでありまして、申請人の諸事情により各種書類及び確認書類——在学証明書などでありまして、提出が遅れ、4月、5月分の奨学金をまとめて交付するなどが考えたものであります。

次、3番目の特別な理由で申し上げました——期間はどのくらいかということの質問でありますけれども、今申し上げました——特別な理由で申し上げました2ヵ月から3ヵ月分くらいを想定しております。

90日以内の根拠でありますけれども、入学の確認のため在学証明書などの提出及びその他貸与に関する手続、誓約書の提出、口座振替報告書、選考委員会などに日数を要するため、90日以内というふうなことを考えました。

次、一時金も本人に交付するとあるが多額であると。保護者の手を借りなくても大丈夫なのかというふうな御質問でありますけれども、借り入れ申し込み、内容等については大半、保護者が来て行っております。保護者も内容等については十分理解をし申し込みしておりますので、申請書は保護者を保証人としており、トラブルの心配はないものと考えております。

3番目の「銀行等の口座振り込み」を削除した理由でありますけれども、現在の条例では「特に必要と認めるときは口座振替をすることができる」となっております。今、奨学金についてはすべて口座振り込みしているわけです。この条文は、過去に口座振り込みを行ってなかったきのものでありますので、現状と合わないということで削除したものであります。口座振替に関する事項に

については、条例改正後に規則、要綱で対応したいと考えております。

4 番目の振り込みもせず、保護者の手も借りずにどうやって遠方の本人にお金を渡すのかということでもありますけれども、さきに述べたとおり、本人名義の口座を開設していただきます。その口座に奨学金を振り込んでおりますので、直にお金を渡すのではなくて口座振り込みでなければお金は渡せないような状況でありますので、御理解を願いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 22 番佐々木正己議員。

●22 番（佐々木正己君） 最初の一時金の 10 万円以内、30 万円以内ということで、今の何か説明ですと個人によって一時金に差があるような印象も受けるんですが、これは頭から 10 万円と 30 万円ということではなくて、人によってはばらつきがあるということの理解でいいのかということと、口座振替、保護者口座振替の条文が一切出てこないで、保護者を經由、あるいは口座振り込みをやるというのは逆に何かおかしいんじゃないですか。従来の条文のほうが明文化されていてですね、本人または保護者、あるいは口座振替できるということのほうがわかりやすいと思うんです。というのはですね、仮にこの条文を見て本人が、いや親には全然権利がないよと、全部が俺はもらえるんだから親はどうのこうのっていうことになりはしないか。この条文を見る学生はいないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 一時金の 10 万円、あるいは 30 万円以内ということで、申し込みする側の事情により 10 万円まではできるということで、私は 5 万円でもいいですよと、あるいは 20 万円結構ですよという場合もあるかと思います。最高額が 10 万円と 30 万円でありまして、あくまでもその以内の選択は申請人によるものであります。

それから口座振替ですけれども、条例そのものには出てきませんけれども —— 出てきますけれども、その条例の奨学金の交付というところに「奨学金を交付するにあたり、口座振替など口座振り込みをすることができるもの」とあります。その実際は、先ほども申しましたように口座を開設していただいて、そこに振り込みするというふうな方式を取っておりますので、新たにここで先ほど説明したとおり削除したというふうな理由であります。

●議長（竹内睦夫君） 22 番佐々木正己議員。

●22 番（佐々木正己君） そうすると、一時金は必ずしもどなたにも一時金をやるというんじゃないなくて、いらぬという人がいればいらぬということになるという、そういうことのように聞こえるんですが、それでいいのかということと、何か振り込みのあれはどこに、規則に出てくるのか。何か今、条文に —— どの条文に出てくるんですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 一時金もですけれども、奨学金、本来、従来の奨学金も以内でありますので、そのあくまでも個人の都合で範囲内で貸与するということでもありますので、いらぬ方には当然貸与しないということになりますけれども。

それから条文ですけれども、交付の —— 条例には交付という第 8 条に出ています。8 条の第 2 項に「銀行等口座振り込みをすることができる」、これを改正するものでありますけれども、規則

については——規則については特に条文としては掲載されておりません。ただ先ほども申しましたように、貸す条件としては口座を開設していただいて——本人名義の口座を開設していただいて、そこに振り込むと、現金のやりとりはしないというふうなことでやってきております。

●議長（竹内睦夫君） 22 番佐々木正己議員。

●22 番（佐々木正己君） 一時金はわかりました。ただですね、これ旧のやつは、旧のやつを改正して今新しいのが出てくるんでしょう。新しいのにはないのに、今の答弁ではあるということの答弁だと、旧の条例のことを——条文のことを言ってるような気がするんですよ。これを、新のあれだと、まるっきり旧の条文を「銀行等振り込みすることができるものとする」というのがない——ないんですよ、第 2 項では。それが消えてるわけですよ。本人に交付するというだけになっているのに、どこで——どっかに条文——条文にないのに今の答弁だとあるというふうに関係するんですが、どうもその辺、もしあれだったらこれが私の最後の質問ですので委員会で十分に審議していただきますが、もう一度その辺を。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 確かに佐々木議員がおっしゃるように、この条文を改正することで銀行振り込み等の文言を消すのであります。それで、質問のように新しくするものはここが消えるので、振り込みはこういうことにしますよという具体的なものは出てきません。でも、私どもが考えたのは、現在そういうふうにして、過去にもずっと振り込みでやってきたものですから、当たり前のことを想定してここを消すということにしたので、規則で対応することになります。

●議長（竹内睦夫君） 議案第 103 号に対する質疑、ほかにございませぬか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 103 号の質疑を終わります。

次に、議案第 104 号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ございませぬか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 104 号の質疑を終わります。

次に、議案第 105 号にかほ市工業振興条例制定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので発言を許します。16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） 現在、工場誘致条例というのが旧町から引き続いてあるわけですが、これによって誘致された工場の数と現在の操業状況と正規雇用者の人数等について伺います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 竹内議員の御質問にお答えします。

合併前からの旧町から現在に至るまで奨励措置の適用件数は、旧町からの合計で仁賀保地域では 130 件、同じく金浦地域で 11 件、同じく象潟地域で 28 件になります。3 地域を合計しますと 169 件で 57 社が奨励措置の適用を受け東おります。このうち、現在に至るまでに廃業 13、撤退 1、合併 2 社でありまして、現在 41 社が引き続き操業し事業展開を図っております。現在操業しているこの 41 事業所における正社員の数は約 4,660 名になります。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） いいです。

●議長（竹内睦夫君） 議案第 105 号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 105 号の質疑を終わります。

次に、議案第 106 号にかほ市観光施設設置奨励に関する条例制定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので発言を許します。16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） さきに提出しています質問の内容について少し変更したいと思います。というのは自己の思いというふうにしてもありますので。

この条例をつくるに当たって実効性のあるものにするため、にかほ市の観光地としての素材を磨きあげる環境整備についても、この制定に当たって検討されたのか、これが 1 点であります。

二つ目は、第 2 条 1 の中で「娯楽」とありますが、具体的にどういう内容を検討されたのか伺います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 竹内議員の御質問にお答えします。

第 1 点目であります。観光地としての環境整備の検討についてであります。

天然記念物象潟九十九島、鳥海山などの自然を生かし、魅力ある観光地として交流人口を拡大し、地域の活性化を図る上での環境整備は大変重要と考えております。しかしながら今回の条例改正は、観光施設を促進するため、これまでよりも将来措置を拡充し、設置を促進することを目的とするものであり、事業内容や設置区域等を具体的に想定してのことではありませんので、環境整備という観点での検討は特に行っておりません。

次に、第 2 条(1)の「娯楽」の具体的に検討された内容についてであります。

にかほ市観光施設設置奨励に関する条例第 2 条第 1 項第 1 号の中の「娯楽」についてであります。宿泊施設や遊園地、植物園等が一体的なテーマパークのような施設をイメージしております。内容は多彩であり希望もさまざまであると思われませんが、観光の主たる目的かを判断し、第 7 条第 2 項に規定している適用の可否において付する条件で制限することを想定しております。設置の可否をこの条例で制限するものではなく、設置に際しての奨励措置の適用の可否の判断のための規定であります。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） 重要であるけれども検討はしていないというお話しでしたけれども、当然、何というか、重要であるからということで検討、この辺がちょっと理解できないんですけども、まあいいです、検討してないというんですから。

娯楽の関係で言うと、一般的な例えば遊園地 —— 遊園地というか例えばいろんな遊具を備えてお金をもらって子供たちを遊ばせたり、家族連れで行くとかそういうものの娯楽というふうにして今の答弁ですと考えられるんですが、例えばですよ、カジノとかというそういうようなものについては娯楽には入りませんか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） お答えします。

ここで娯楽という表現につきましては、総務省の日本標準産業分類というものがあります。その中の大分類、中分類、小分類というものがある中で娯楽というものがあります。ちなみにこの項目がどのようなものかといいますと、管理、補助的経済活動を行う事業所、映画館、興行場、競輪・競馬等の競争場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊技場その他の娯楽業、それから公営ギャンブル、遊戯場のたぐいは除外されております。こういう中で娯楽というふうな分類の中に、例えば先ほど申しましたようにテーマパークというのは公園、遊園地の中に公園、それから遊園地、遊園地の中はテーマパークは除くと書いてあります。それからテーマパークというふうなものでありますけれども、いずれにいたしましても観光客の受け入れを主たる目的とするもので、観光に結びつかないものは奨励措置の対象にはあり得ないのかなというふうに考えております。

●議長（竹内睦夫君） 議案第 106 号に対する質疑、ほかにございませぬか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 106 号の質疑を終わります。

次に、議案第 107 号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので順次発言を許します。16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） 改正される 17 条第 1 号では、感染症の流行等でも供給制限や中止、使用者に使用の制限や中止させることができますようになりますが、どのような状態になったとき適用されるのか、具体的にイメージがわかりませんので伺いたいと思います。感染症の予防等の法律第 6 条では、第 1 項から第 9 項までですか、数多くの感染症があるようです。したがって、具体的にこういう場合ですよというふうにして、あるいは蔓延状態についてもどうなんですかということ伺います。

それから二つ目は、第 24 条第 1 項、第 2 項の改正によって、家庭のガス料金がどのように影響を受けるのか。現在の料金表と対比して具体的に説明をしていただきたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

●ガス水道局長（阿部誠一君） 最初の質問でございます。第 17 条第 1 項では、感染症の流行等でも供給制限や中止、使用者に使用の制限や中止をさせることができますとありますが、どのような状態となったときに適用されるのかというとの質問にお答えいたします。

感染症の流行等による供給制限や中止、使用者に対する使用の制限・中止の適用につきましては、今までの予期しなかった感染症の脅威が国内外で発生しておりますことから、1 番目として、本市のガスの原料となる液化天然ガスは海外からの輸入であり、産油国における感染症の蔓延により原料ガスの確保に影響が出て日本への輸出が困難な場合。次に、原料ガス輸入供給業者が感染に伴い本市への原料ガスの輸送が困難となった場合。また、原料ガスの受け入れをガス係職員が行っておりますが、感染により業務に対応する人数を確保できなくなった場合や保安の確保がきわめて困難な状況にあると判断される場合、供給制限や停止、使用者に使用の制限や中止をさせることがあり得ると考えております。

対応につきましては社団法人日本ガス協会に確認したところでありますが、感染症に伴う一律の

基準は設定しておらず、対応は各事業所にゆだねるとのことでありました。しかしながら、市民の生活に不可欠でありますガスの供給については義務であり、財政的要因は別にして、ガス水道局から供給停止等の非常事態が発生しないよう、うがい、手洗い、マスク着用等、健康管理を徹底して行っていきたいと考えております。

2番目の家庭のガス料金がどのように影響を受けるのかということでもあります。

これまでとの違いは補足説明でも申し上げましたが、原料価格の変動が家庭のガス料金に転嫁される期間が3ヵ月から2ヵ月に短縮になったことと、従来の反映されていた月が四半期だったものに対し毎月になるものであります。そこでひとつ確認しておきたいのですが、平成20年1月1日の料金改定からこの原料価格の変動による調整料金制度は適用されているもので、基準となるガス料金表は次の料金改定をするまでは変わることはありません。ただ、実際にお客様が支払う料金が変わっていると感じられているとすれば、この基準料金表に加重されております原料価格の変動額による調整料金が増加していることによるものであります。今回の条例改正のこの違いにより、家庭の料金にどのような影響を及ぼすのかを平成20年度から現在までの実績でシミュレーションしてみた結果は、原料価格が上がり基調にあるときは穏やかな上昇を見せ、原料価格変動が下がり基調にあるときはそのままダイレクトに下がるため、トータル的にはお客様にとって有利に働くことと検証しております。お客様が有利ということはその反面を考えられるわけではありますが、企業経営というよりもお客様を優先した今回の改正法には、本市としても気概を持って遂行していかなければならないものと考えております。

現在の料金表との対比は、これからの原料価格の変動によりますので個々に数値としてあげることはできませんが、お客様に有利に働くことは間違いのないようであります。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 議案第107号に対する質疑、ほかにございませぬか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第107号の質疑を終わります。

次に、議案第108号新たに生じた土地の確認についてから議案第111号字の区域の変更についての4件の質疑を行います。質疑ございませぬか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第108号から議案第111号まで4件の質疑を終わります。

次に、議案第112号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので発言を許します。初めに、16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 1点目は、20ページの3-2-1のすこやか子育て支援事業補助金です。説明では若葉保育園が行うということでしたが、具体的事業内容について伺います。

2つは、保健医療費の福祉医療システム改修委託費についてですが、このように国の改正によってそのつどシステム改修を行わなければならないわけですが、大きな財政負担になります。県内の自治体同士の連携で職員で改修できないものか、そのような研修を実施する計画が県に要望することは考えられないのか伺います。

2点目は、成人保健事業についてです。22 ページです。特定保健指導委託料の減額の理由となっている対象者等の減というふうになっています。各種健診実績について伺います。

4 点目は、最終処分場の不良土処理業務委託料についてです。不良土の状態について予想以上に悪いためということですが、契約を見ますと間組が 3,465 万円で契約をし、請け差が 535 万円残になっております。したがって、これに 500 万円をプラスしますと 1,035 万円の新たないわゆる予算というふうにしてなりますが、処理する不良土の用途、廃油の分析内容、また、他の化学物質によって汚染されていないのか伺いたいと思います。

それから処理業務として大館市の処理場に運搬し、処理した土を元に返す方法なのか、あるいは別の土を持ってきて入れるのか、その辺についても伺います。

財源については、今回の補正では全額一般財源となっておりますが、このような事業の場合、国や県の助成策についてないのか伺います。

それから、今回は 1 ヶ所の最終処分場ですが、3 ヶ所の最終処分場の水質と土壌について分析調査をされておりますが、その結果と環境審議会にそういう調査結果が提出され審議されているのか伺いたいと思います。

それから農村活性化プロジェクト事業、24 ページです。実施計画書には、ない事業です。単年度の事業か、事業内容について説明を伺います。

それから 25 ページ、6-3-2 の地域水産物供給基盤整備事業についてですが、この事業は平成 14 年度から平成 23 年度まで 53 億 8,000 万円、全額地方債と一般財源の事業です。当初予算で事業実施計画書どおりの 3,310 万円計上されています。増額補正の理由と全事業費に変更がないのか伺います。

それから 30 ページは、学校関係者評価委員の報償費についてです。内容と評価委員選定方法と評価書の公表がされるのか伺います。

それから 34 ページ、海洋センターの管理費についてです。燃料費と光熱水費の増額補正ですが、現在、天然ガスを利用したガス発電装置が 2,179 万円の予算で実用化されております。当初予算では電気と温水熱源として利用でき、数年で元が取れると説明をされております。灯油価格を 80 円で計算したものになっています。現在は 64 円から 70 円くらいです。また、余剰電力を東北電力に逆送電することによってメリットが増加すると提案書にはあります。まだ実用化されて間もないようですが、提案、計画、事業実施された現在、期待された効果が発揮されているのか、その上での増額補正なのか、現段階での評価を伺います。

●議長（竹内睦夫君） 初めに、3 款 2 項関係についての答弁を健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 竹内議員の御質問にお答えいたします。私のほうからは、20 ページと 22 ページの御質問についてお答えいたします。

初めに、20 ページのほうの認定こども園の若葉保育園が行う具体的な事業計画についての御質問でございますが、認定こども園は就学前の子供に幼児教育、保育を提供し、地域における子育て支援を行うもので、保育園と幼稚園の機会をあわせ持つものでございます。若葉保育園は現在、定員 60 人で幼児保育を行ってございます。事業内容としては、特に他の保育園と同様でございますが、

変わったところはありません。運動会や発表会、盆踊り、さまざまなことを他の保育園と同様に行っております。

また、すこやか子育て支援事業は秋田県単独の補助事業による保育料助成事業でございます。すこやか子育て支援事業の保育園助成の改正によりまして、所得税課税者の4分の1助成をにかほ市では従来どおり2分の1助成としたことから、今回の増額補正となったものでございます。

次に、22ページの御質問でございますが、対象者の減についてでございます。にかほ市国保では特定健康診査等実施計画に特定健診の目標を定めておりますが、平成21年度の特定健診の目標6,166人に対しまして実際の対象者は5,974人で、受診者が1,970人であったことから受診率は33.08%と、平成20年度の受診率42.5%を大きく下回っております。このため特定保健指導対象者は同期時期支援268人と前年度より21人の減、積極的支援43人と前年度より48人の減となりまして、実際に支援を受けてもよいという方が少なくなったものでございます。

次に、各種健診の実績でございますが、国保の特定健診は、さきに述べたとおり受診率は33.08%でございます。後期高齢者の特定健診は、受診者は933人で受診率は21.56%となっております。介護予防健診の受診者は2,162人で受診率は31.7%となっております。また、がん検診につきましては、前の一般質問の答弁でお答えしたとおりでございます。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、3款、4款についての答弁、市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 21ページ、保健医療費の福祉医療システム改修委託料についてお答えをいたします。

福祉医療制度は秋田県独自の制度でございますけれども、今回、補正をお願いしておりますシステム改修は、平成22年度から実施を予定しております医療費の無料化を小学校卒業時まで拡大することに伴い、にかほ市独自のシステム改修でございます。

職員による改修ができないものかとの御質問でございますが、現在、にかほ市が使用しておりますシステムは各業務が住民情報、税情報などと連携をしながら一体的に構築されたパッケージソフトとなっております。そのためにシステムを稼働させるための基本プログラムは膨大複雑となっております。専門の教育を受けた技術者でなければ操作できないようになっております。また、仮に操作ができたとしても、業者が持つ特許権の問題やトラブル発生時の責任の所在などの問題がございまして、職員による改修操作は実質不可能となっております。

県への研修の要望ですけれども、今申し上げましたような理由と、県内の各自治体がそれぞれさまざまなシステムを使用していることから統一的な研修では対応できないと思われまので、要望の予定はございません。

次に、23ページ、最終処分場管理費の不良土処理業務委託料についてお答えいたします。

不良土の数量については、旧仁賀保町時代に実施した埋設工事の記録で920立方メートルとなっております。油の含有量については、前に行った分析調査では含有率が5%未満との結果報告を受けていたのですが、処理を実行するために行った最終的な分析調査の結果は平均で含有率が11%というものでございました。別の調査機関でも分析調査をしてみたのですが、同様に11%との結果でございました。

また、土壌の汚染に係る環境基準に定められておりますカドミウム、シアン、有機リン、鉛、ロツカクロムなどの化学物質は、分析調査の結果、すべての項目において基準値以下となっております。

焼却施設において焼却処理した後の残渣は、現地において埋め立て処理されると伺っております。にかほの処分地に戻ってくるものではありません。したがって、別の土を埋め戻すということになります。

財源についてでございます。今回の補正では全額一般財源としておりますが、ほかの交付金事業の請け差などを調整して、最終的には国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として賄える予定でございます。

市内3カ所の最終処分場の水質検査と土壌検査の結果についてでございます。

水質検査については月1回、土壌検査については年に1回行っておりますが、すべての箇所、調査項目において基準値以下となっております。

環境審議会は、環境基本法に基づきまして市町村区域内の環境の保全に関して基本的な事項を調査審議させるために合議制の機関を置くことができるとされているものでございまして、にかほ市では公害防止条例の中に規定されております。御質問の水質検査結果につきましては、すべての調査項目で問題がないとされており、改めて審議会において調査や問題点の審議を行う必要がないことから、調査結果の報告や審議は行っておりません。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、6款関係の答弁についてを産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 竹内議員の御質問にお答えします。

御質問では24ページの6款1項2目とありますが、6款1項3目の農山漁村活性化プロジェクト事業負担金の6,416万8,000円のことと思います。

初めに、この事業は市でかかわる事業としては単年度事業であります。JA秋田しんせいでは、5つの農業戦略プランを地域農業振興計画に掲げ、持続的に発展できる地域農業の確立を目指しております。資源循環型農業づくり戦略では、地域資源の有効活用と循環型農業、環境に配慮した安全・安心な農産物生産を目標としており、その実践のために豚肥育センター、ペレット堆肥製造施設、水稻種子温湯消毒施設を農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により平成22年度に取得する計画でございました。平成22年度の施設取得計画では市からの助成もお願いする考えでおられたようですが、農業振興計画策定時点では事業内容が不確定のため当市への内容の提示はなく、市の平成21年度実施計画には載せておりませんでした。しかし、ことしに入り経済危機対策における公共事業の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調をあわせ地域の公共投資を円滑に実施することができるよう、補正事業債による対策に加え各地方公共事業の負担額に応じてその90%が交付される公共投資臨時交付金が交付されることになりました。このため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業に市が負担する分もこの公共投資臨時交付金制度の対象となることから、この制度がある本年度に事業実施することが財源的に有利であることから、急ぎよ平成22年度予定のペレット堆肥製造施設、水稻種子温湯消毒施設を取得する計画に変更したものです。プロジェクト事業は農協の区域として両市にかかわるものであり、由利本荘市、にかほ市が共同して

活性化計画を作成し、それに基づき交付金の交付を受け、農協が事業実施主体となるものであります。プロジェクト交付金は幹事市の由利本荘市が全額交付を受け、農協に交付することとしております。

補助残につきましては、市が交付残の90%の公共投資臨時交付金を受け、それを財源に支援するものであります。補助残の負担割合を当市と由利本荘市と水田面積割合により25対75とすることとし、それぞれが公共投資臨時交付金の対象とすることとして、その25%分が予算計上の6,416万8,000円です。予算は計画事業費ですので、今後請負などにより額の変更は考えられます。

なお、平成22年度には豚肥育センターの建設を予定しておりますが、本年度、公共投資臨時交付金を最大限利用し農協負担を抑えたことから、平成22年度事業の補助残は全額農協負担で進めることとしております。

次に、25ページの6款3項2目の地域水産物供給基盤整備事業負担金であります。

この事業は、金浦、平沢、象潟の漁港整備を行うものですが、当初予算で行おうとしていた事業は予定どおり進められております。今回の補正は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金と同じように漁港整備事業における市の負担についても経済危機対策における公共投資臨時交付金が交付されます。このことから、県ではこの支援制度のあるうちに少しでも事業進捗を図りたいと、来年度以降予定されている金浦と平沢の事業を前倒しして実施するものであります。事業費は8,000万円に対する市負担金500万円であります。このことから、全体事業費に変更等は生じません。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、10款関係に関する答弁を教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 評価委員会報償費の質問にお答えしたいと思います。

質問の内容でありますけれども、市内の小中学校が行う自己評価の結果を評価することを通じて自己評価の客観性、透明性を高めるとともに学校、家庭、地域が学校の現状と課題について共通理解を深め、相互の連携を促し、学校経営の改善への協力を促進するため、この評価委員会が設けられたものであります。この評価委員の選定方法でありますけれども、5人以内の委員とし、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱しております。

公表でありますけれども、校長は学校評価の結果について速やかに教育委員会に報告し、保護者及び地域住民などに公表することとしております。

次の海洋センターの管理費でありますけれども、期待された効果が発揮されているのかということでもあります。海洋センターのコジェネレーションの件については、昨年度までは経済産業省の所管でNEDOという所が扱っておりました。平成21年度から新エネルギー促進導入協議会という所に移っております。このことから、この団体の引き継ぎ等の関係で当初は5月ころになれば交付決定が来て着手できるものと考えまして予算を計上しておりましたが、8月にずれてしまいまして、この関係で工事着手が遅れております。先ほども言いましたように予算措置がそのつもりで計上したものが伸びたために、今回、燃料費等を補正せざるを得なくなったわけではありますが、この効果ですけれども、11月末日に試運転をしまして12月1日から本格稼働しております。よって、まだ15日ほどしかたっておりませんので、その効果のほどはただいま検証中ではありますが、

まだ報告が来ておりませんので、これほどの効果がありました、節減が図られましたというような報告はできないような現状であります。

●議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） 最初に処分場の関係で、環境審議会に対しては問題ないので報告をしていないと、その辺についてはそれでいいのかどうかですね。環境審議会というのは問題なければいいのか、その点について考え直す気持ちはありませんか。

それから今のガス —— 海洋センターについてです。工事いつなるのかというふうにして私もずっと見ていたんですが、ありません。11 月に入ってですね、10 月ですか、遅くなってからやったということで事情はわかりました。そこでですね、余剰電力を東北電力にいわゆる逆送電、いわゆる買ってもらうということ、このことについては提案書にはきちんと書いてるんですけども、それによってメリットが上がるんですという言い方ですけども、これは、この点については今のお話の中にもありませんでしたので伺います。ただ、あそこで働いている人はこう言っているんですよ。やっぱり効果ありますよということは働いている人は言っています。こういうことについても、そこで働いている人が言っているわけですからね、きちんとやっぱり把握すべきではないか —— すべきだと思うという言い方はできませんが、してください。

●議長（竹内睦夫君） 4 款関係についての答弁、市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 環境審議会でございますが、基本的に審議する事項がなければ開催する必要はないのかなというぐあいにして考えております。

●議長（竹内睦夫君） 10 款関係についての答弁を教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 余剰電力を逆送して東北電力に売るというふうなお話でありましたけれども、いろいろ東北電力と協議いたしまして、そういうものについては買うルールがないと、規則がないと、電力側では逆に逆送してもらっても困るというような状況だったようです。ただ、その設備で発電したものをどこかに放出するというふうなこともいろいろ問題がありますので、現段階では無償という形で電力を何というか、東北電力にやるというような形になっておりますけれども、政権もかわりましていろいろなことから電力については再度検討 —— このことについても検討をなさるものと思っております。

それから効果のほどを把握すべきではないかということかと思っておりますけれども、当然そのとおりであります。やってみたものの果たして効果があったのか、よかったのか悪かったのかというようなことはしてはならないことと思っておりますけれども、先ほどお答えしましたとおり、まだ 15 日しか経ってないと。正確に 1 ヶ月、あるいは 2 ヶ月運転してみてどれほどの効果が上がったのか数字的に皆さんにお知らせしたいというふうに気持ちから、効果は出ておるようでございますけれども今お答えできなかったわけでございます。御理解をお願いいたします。

●議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） 今の話の中で、そうすると提案書、いわゆる NEDO ですか、ヤンマーだったですね、確か。あったんですけども、その提案書に従ってまず、これは我がほうとしては大したガスも使えるし、そしていろんな何というか電気の節電にもなると、燃料費の節約にもなるとい

うことでやった事業だわけです。たまたま、じゃあそうすると事業をやる前に東北電力との話は、今言ってもちょっとしょうがないような気もするんですけども、話し合いというのは全然やらない中で事業に着手したと、そういう内容になっているんですか。

それからもう一つは、今の不良土のときのいわゆる環境審議会です。環境審議会は確かに何もなければという話ですけども、じゃあ平成19年度もやられてなかったんでしょうか。今、決算書、それから事務報告書を見てないんですけども、そこを伺います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 平成19年度、平成20年度には開催されておられません。今まで開催されたのは都市計画の策定、要するに高速道路の関係で都市計画の策定で意見を求められてということで開催したことはございますが、平成19年度、平成20年度には開催はされておられません。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 電力等の話し合いの件ですけども、その当時の話、私も詳しく聞いてないのでお答えすることはちょっとできませんけれども、多分、話し合いはなされたと思います。その内容について、今言ったように詳しいものは持ち合わせておりませんのでちょっとお答えできませんけれども、ただ、議員がおっしゃった電力を売ると——余った余剰電力を売るといような提案書でありますけれども、私今ここに提案書がありますけれども、余剰電力を販売してこれこれの収入が得られますというものは出てきてないんですね、この提案書には。なので、先ほど私が電力は買わないんだよと、もらうのはただでもらいますよといようなお答えしたわけですけども、定かでない話で申しわけないですけども、多分そのような話し合いで進んできたものと推察しております。

●議長（竹内睦夫君） ここで、所用のため11時30分まで休憩します。

午前11時22分 休 憩

午前11時30分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第112号についての質疑、通告がありましたので発言を許します。4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） ページ12ページ、歳入でございます。15款の県支出金ですが、マイタウンバスの関係、車両購入費補助金875万円、マイタウンバスの初年度開設補助金125万円、この2件ありますが、この補助の概要といたしますか、それから補助率、その辺をお伺いいたします。

次、16ページ、2款の総務費でございます。19節に代替路線の車両購入費補助金2,152万5,000円ありますけれども、これ、当然業務委託しているわけですけども、その業務委託の事項に基づく補助金なのかどうかと。全額補助という説明をお聞きしておりますが、この辺についてお伺いいたします。

それから 31 ページの評価委員の関係、先ほど質問に対する答弁がありましたので、この点は割愛をいたします。

以上 2 件、お願いいたします。

●議長（竹内睦夫君） では、答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） お答えします。

初めに、車両購入費補助金 875 万円については、大竹線で運行予定の 10 人乗りのワゴン車 1 台と仁賀保線、長岡線、鳥海線で運行予定の 29 人乗りの小型バス 3 台分の購入にかかわる県からの補助金であります。この購入については代替運行を行う事業者が購入するものでありますが、消費税を含み、ワゴン車が 262 万 5,000 円、小型バスが 3 台で 1,890 万円、総額 2,152 万 5,000 円で購入予定で予算計上しております。これを県の補助要綱に基づき算定いたしますと、県では車両購入費に消費税を含まない額の 2 分の 1 以内で、補助金の上限をワゴン車及び小型バスとも 1 台当たり 250 万円と上限を定めております。ワゴン車については 125 万円、小型バスについては 1 台当たり 250 万円、3 台で 750 万円となります。4 台総額で 875 万円、これが県からの補助金となるものでございます。

また、マインタウンバス初年度開設補助金については、前段の 4 路線にかかわるバス停の標識を同路線内に 65 基、245 万 7,000 円で新たに設置するものと、市内全世帯に配付予定の代替運行路線の時刻表印刷にかかわる経費として 10 万 5,000 円及び既存予算で対応する予定のコミュニティーバスの回数券の印刷費 6 万 3,000 円の消費税を含み、総額 262 万 5,000 円を初年度の開設時に予定しております。これを県の補助要綱に基づき算定しますと、県ではマインタウンバスの初年度開設費の補助の上限を消費税を含まず 125 万円としておりますので、補助金の上限の 125 万円が県からの補助金となるものでございます。

次に、歳出の代替路線車両購入補助金 2,152 万 5,000 円については、前段歳入で申し上げましたとおり車両 4 台分の購入費でございます。これは市内の代替運行事業者が使用する車両購入費に係る市からの補助金であり、購入予定の 2,152 万 5,000 円について県補助とあわせて全額事業者へ助成するものでございます。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 4 番池田好隆議員。

●4 番（池田好隆君） この代替路線バスの購入費の助成ですが、この 4 台のバスについては専用ということではなくて他の事業者において他の利用というふうなこともあるかと思うんですが、その辺の状況をちょっと教えてください。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） あくまでもマインタウンバスとして利用することでそれに専用されるもので、他には利用できないとされております。

●4 番（池田好隆君） 終わります。

●議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 112 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 112 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 113 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 113 号の質疑を終わります。

次に、議案第 114 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 3 号）についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので発言を許します。4 番池田好隆議員。

●4 番（池田好隆君） 2 点お伺いいたします。

第 1 点は 6 ページでございますけれども、説明では 4 月から 9 月、つまり半期の実績による見直しだと、こういうことですが、まだちょっと時間があるような感じするんですが、入院外収入、これだけ減額になっていると。その大きな理由は何かお伺いいたします。

それから 7 ページ、財政調整基金ありますけれども、調査によりますと平成 20 年度決算ではこの国保の施設勘定の基金は 1 億 859 万円となっているようでございます。参考までに国保を見てもみますと、あれだけの大きな事業で 1 億 4,270 万円の基金というふうになっているようでございます。この施設勘定の基金の適正目標額といいますか、これをどの辺に置いているのかなと、その点をお伺いいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） お答えをいたします。

入院外収入の主な減額理由でございます。

一つ目には、平成 20 年度から実施しております院内処方から院外処方への切りかえ、処方箋方式への切りかえでございますが、これがでございます。平成 21 年度決算についても平成 20 年度の実績を勘案しまして予算を組んだつもりでございますが、予測以上に減少しております。医療機関の収入の中に占める薬代の割合がいかにかい大きいものであったかということでございます。

二つ目には、患者数、外来件数の減少がでございます。平成 20 年 4 月から 9 月までの患者数は 1,025 人、外来件数は 6,776 件でありましたけれども、平成 21 年 4 月から 9 月までの患者数は 974 人、外来件数は 5,888 件と減少しております。診療所の経営面から見れば残念なことではございますけれども、市民の健康、あるいは医者のお世話にならないという側面から見れば、あまり残念がっていただけないのかなとも思っております。

三つ目には、症状が安定している患者さんについては順次 2 週間処方から 4 週間処方に切りかえを行って、合理的に医療費を抑えるという診療所の診療方針があります。2 週間に一度の外来から 4 週間に一度の外来となりますので、当然に、さきに申し上げました外来件数が減少し、収入も減少してまいります。これにつきましては、医師としての良心、あるいは信念の問題でもございますし、市と先生との間の信頼関係にもかかわってくる問題でもございます。

以上が減収の主な理由でございます。

次に、財政調整基金の適正目標額でございますが、国民健康保険には財政基盤の安定強化の観点から過去 3 年間の保険給付費の年平均額の 5%以上という基準があるのでございますけれども、診療所会計には特別に定まった基準のようなものはございません。国保特会施設勘定予算におきまし

ては、診療所の安定的な事業運営と高額な医療機器の導入などに備えるために基金の積み立てを行っているものでございまして、基金の額は多ければ多いほど安定的な経営ができるものと考えております。しかしながら、患者数の減少などに伴いまして診療報酬の減少などから基金の積み立ても思うように進まないのが現状でございます。今後も徹底した歳出削減と健診事業にも積極的に取り組んで歳入の確保に努めて、基金の適正額確保に努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 議案第114号に対する質疑、ほかにごございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第114号の質疑を終わります。

次に、議案第115号平成21年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてから議案第119号平成21年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの5件についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第115号から議案第119号まで5件の質疑を終わります。

日程第20、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第112号の審査のため、議長を除く22人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。23番山田明議員。

しばらくの間、休憩します。

午前11時44分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（20名）

1 番 飯 尾 善 紀	2 番 佐々木 正 勝
3 番 市 川 雄 次	4 番 池 田 好 隆
5 番 宮 崎 信 一	6 番 佐 藤 文 昭
7 番 佐々木 正 明	8 番 小 川 正 文
10 番 加 藤 照 美	11 番 佐々木 弘 志
13 番 菊 地 衛	15 番 榊 原 均
16 番 竹 内 賢	17 番 佐 藤 元
18 番 齋 藤 修 市	19 番 佐々木 平 嗣
20 番 池 田 甚 一	21 番 本 藤 敏 夫
22 番 佐々木 正 己	23 番 山 田 明

.....

議会事務局職員

議会事務局長 佐 藤 文 一 局長補佐 佐 藤 正 之
 庶務係長 佐々木 孝 人

.....

説 明 員

市 長 横 山 忠 長	副 市 長 横 山 昭
教 育 長 渡 辺 徹	企 業 管 理 者 佐々木 勝 利
総 務 部 長 佐 藤 好 文	市 民 部 長 齋 藤 隆 一
健 康 福 祉 部 長 木 内 利 雄	産 業 部 長 伊 藤 賢 二
建 設 部 長 佐々木 秀 明	教 育 次 長 佐々木 義 明
ガ ス 水 道 局 長 阿 部 誠 一	消 防 長 中 津 博 行
会 計 管 理 者 大 場 久	総 務 部 総 務 課 長 森 鉄 也
財 政 課 長 佐 藤 家 一	市 民 課 長 竹 内 規 悦
生 活 環 境 課 長 石 垣 茂	すくすく子育て支援課長 須 藤 金 悦
農 林 水 産 課 長 金 子 勇 一 郎	商 工 課 長 森 孝 良
観 光 課 長 武 藤 一 男	教 育 委 員 会 総 務 課 長 阿 部 均

.....
午前 11 時 45 分 開 会

●年長委員（山田明君） にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会をすることにいたします。

ただいま出席している委員は 20 人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に 23 番、私、山田を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、19 番佐々木平嗣委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には 23 番、私、山田、副委員長には 19 番佐々木平嗣委員が決定しました。

23 番、私、山田、19 番佐々木平嗣委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定に準じて告知します。

【年長委員（山田明君）、年長委員としての任を解かれ、一般会計予算特別委員長として議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第 112 号をそれぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午前 11 時 48 分 散 会
.....

午前 11 時 49 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 21、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっております議案第 102 号から議案第 119 号までの 18 件は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託します。

次に、陳情第 8 号から陳情第 16 号までの 9 件は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前 11 時 50 分 散 会
